

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

板倉町長

## 公表日

令和1年6月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害児(者)に対して各種の支援をするための事務を行う。 板倉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。
②事務の概要	①自立支援給付費の支給決定等に関する事務。 ②自立支援医療費の支給決定等に関する事務。 ③地域生活支援事業の支給決定等に関する事務。 ④補装具費の支給決定等に関する事務。 ⑤計画相談の支給決定等に関する事務。
③システムの名称	①障害福祉システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①総合支援受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 福祉課 社会福祉係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 福祉課 社会福祉係

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者総合支援法に関する事務を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害児(者)に対して各種の支援をするための事務を行う。	事後	
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	項目の追加 ⑤計画相談の支給決定等に関する事務	事後	
令和1年6月21日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第7号	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 小野田 博基	福祉課長	事後	
令和1年6月21日	I－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 福祉課 社会福祉係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口：板倉町役場 福祉課 社会福祉係	事後	
令和1年6月21日	I－8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 福祉課 社会福祉係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口：板倉町役場 福祉課 社会福祉係	事後	
令和1年6月21日	II－1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II－1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	